

## 学校関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

### 1 学校関係者（生徒及び教職員）が検査対象となった場合

- ①当該学校関係者は出席停止又は特別休暇とする。

### 2 学校関係者の感染が確認された場合

保健所と連絡をとり、学校の対応について協議する。

※引き続き保健所による調査が実施される場合は翌日を休校とする。

#### (1) 臨時休業の必要がないと判断された場合

- ①当該学校関係者は出席停止又は特別休暇とする。
- ②個人情報保護の観点から感染に関する情報は公表しない。

#### (2) 臨時休業を行う必要があると判断された場合

- ①保健所の助言に基づき、濃厚接触者等の陰性が確認されるまでの期間の臨時休業（学級、学年、学校全体）を行う。
- ②濃厚接触者等の中から陽性者が出た場合は、保健所の助言に基づき、臨時休業の延長を行う。

### 3 出席停止の期間について

- (1) 学校関係者が感染した場合  
「治癒するまで」とする。
- (2) 学校関係者が濃厚接触者に特定された場合  
「保健所又は病院が指示するまでの期間」とする。
- (3) 学校関係者がPCR検査を受診した場合（濃厚接触者ではない）  
「陰性であることが確認されるまで」とする。
- (4) 同居者が濃厚接触者に特定された場合又はPCR検査を受診した場合  
「同居者が陰性であることが確認されるまで」とする。

※今後、感染拡大等による対応レベルの見直しに伴い出席停止の基準を変更することがある。